平成２７年（フ）第８７号
徳島県徳島市三軒屋町外23番地の22
債務者　井内　輝子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０３号
佐賀市川副町大字早津江津200番地
債務者　矢ケ部優子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
佐賀県鳥栖市原古賀町851番地
債務者　古賀貴美子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2272番地18
コーポベルモント平Ｂ―202号
債務者　木村ゆかり
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
佐賀市兵庫南３丁目７番431号、前住所佐賀市高木瀬西４丁目10番45号　メゾンドール若楠２Ｆ
債務者　中村亜紀子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折2037番地９
債務者　星本　敏子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３４号
宮崎県延岡市北川町長井6872番地１
債務者　山口　直美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第５５号
福島県二本松市吉倉字古宿33番地
債務者　阿部　善典
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１８号
福井県あわら市二面第46号17番地　竹田アパート１号Ｃ
債務者　徳丸　利子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
福井市南楢原町第20号15番地５　県営住宅大安寺団地３号104号室、旧住所福井市光陽１丁目22―11　岡本レジデンス102号
債務者　貢　　敏雄
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
福井県南条郡南越前町嶋第12号５番地、旧住所福井県南条郡南越前町脇本第28号４番地の９
債務者　貢　　敏弘
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
福井県鯖江市舟津町４丁目４番20号　ポインセチア．106
債務者　橋本　真人
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
福井県大野市元町５番５号　東二番町家住宅211号、旧住所福井県大野市神明町201番地
債務者　篠地　宮子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津5115番地21コネチカットハウス３Ｆ
債務者　佐藤　清一
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2264番地３
債務者　井上工業こと　井上　　洋
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
神戸市灘区寺口町14番８号プリマベーラ六甲202号、従前の住所兵庫県川西市萩原１丁目17番８号Ｃ
債務者　吉川哲成こと　李　　哲成
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部